（円滑かつ効率的な物資の取扱いに資する施設又は設備）

第八条　令第二十一条第二項第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

［一・二　略］

２　令第二十一条第二項第五号の主務省令で定める施設又は設備は、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査、修理及び荷造りのための施設又は設備であって、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものとする。

（法第四十四条第一項の認定に係る申請書の記載事項及び添付書類）

第九条　令第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　法人の設立時期、特定国際物流拠点事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第二十一条第二項第六号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項

三　［略］

２　［略］

（法第四十四条第一項の認定に係る事業の開始等の届出）

第十条　令第二十二条第二項の規定による届出をしようとする認定法人（法第四十四条第二項に規定する認定法人をいう。以下同じ。）は、認定特定国際物流拠点事業（法第四十四条第二項に規定する認定特定国際物流拠点事業をいう。以下この項並びに第十二条第一項及び第二項において同じ。）を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、認定特定国際物流拠点事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、認定特定国際物流拠点事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　前項の認定法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第十一条　令第二十二条第三項の規定による届出をしようとする認定法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一　当該認定法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

二　当該認定法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったときに該当する場合　当該認定法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第二十一条第二項第三号から第七号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

（円滑かつ効率的な物資の取扱いに資する施設又は設備）

第四条の二　令第二十一条第二項第三号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

２　令第二十一条第二項第四号の主務省令で定める施設又は設備は、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査、修理及び荷造りのための施設又は設備であって、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものとする。

（特別事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類）

第五条　令第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　法人の設立時期、法第四十三条第一項の認定を受けた事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第二十一条第二項第五号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項

三　［同上］

２　［同上］

（特別事業認定に係る事業の開始等の届出）

第六条　令第二十二条第二項の規定による届出をしようとする特別事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　前項の特別事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出）

第七条　令第二十二条第三項の規定による届出をしようとする特別事業認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一　当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合　次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

二　当該法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったときに該当する場合　当該法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなった年月日及び理由

三　令第二十一条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合　当該要件に該当しなくなった年月日及び理由